d　ピークパルス出力密度が500ワット毎平方センチメートルを超えるもの（エピタキシャル成長によって形成されたモノリシック型のものを除く。）
e　空間的に干渉し得る波の総平均出力又は持続波の総定格出力が15ワットを超えるもの
(ｳ)　1,900ナノメートル以上の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの
a　平均出力密度又は持続波の定格出力密度が50ワット毎平方センチメートルを超えるもの
b　総平均出力又は持続波の総定格出力が10ワットを超えるもの
c　空間的に干渉し得る波の総平均出力又は持続波の総定格出力が1.5ワットを超えるもの
(ｴ)　ウに該当する半導体レーザーバーを１以上含むもの
オ　化学レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの
(ｱ)　フッ化水素レーザー発振器
(ｲ)　フッ化重水素レーザー発振器
(ｳ)　トランスファーレーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの
a　酸素からの励起移動によって励起するように設計したよう素レーザー発振器
b　フッ化重水素からの励起移動によって励起するように設計した二酸化炭素レーザー発振器
カ　非繰返しパルスを発振するネオジムガラスレーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの
(ｱ)　１マイクロ秒以下のパルス幅でパルスを発振し、かつ、１パルス当たり50ジュールを超えるパルスを発振するもの
(ｲ)　１マイクロ秒を超えるパルス幅でパルスを発振し、かつ、１パルス当たり100ジュールを超えるパルスを発振するもの
(4)　レーザー発振器の部分品であって、次のいずれかに該当するもの
ア　反射鏡であって、ヒートパイプを用いることにより、又は鏡面下１ミリメートル未満の位置に流体を流すことにより冷却するように設計したもの
イ　反射鏡、透過性を有する光学部品又は電気光学部品であって、(1)から(3)までのいずれかに該当するレーザー発振器に使用するように設計したもの（融着型テーパーファイバーコンバイナー及び多層膜誘電体グレーティングを除く。）
ウ　ファイバーレーザー発振器の部分品であって、次のいずれかに該当するもの
(ｱ)　入出力ともにマルチモードファイバーを用いた融着型テーパーファイバーコンバイナーであって、次のａ及びｂに該当するもの
a　1,000ワットを超える総定格平均出力又は持続波の総定格出力（シングルモードコアを通って伝送される出力を除く。）における挿入損失が0.3デシベル以下に維持されるもの
b　入力ファイバーの数が３以上のもの
(ｲ)　入力にシングルモードファイバーを用い、かつ、出力にマルチモードファイバーを用いた融着型テーパーファイバーコンバイナーであって、次のａからｃまでの全てに該当するもの
a　4,600ワットを超える総定格平均出力又は持続波の総定格出力における挿入損失が0.5デシベル未満に維持されるもの
b　入力ファイバーの数が３以上のもの
c　次のいずれかに該当するもの
(a)　入力ファイバーの数が５以下であって、出力におけるビームパラメータ積が1.5ミリメートル・ミリラジアン以下のもの
(b)　入力ファイバーの数が５を超えるものであって、出力におけるビームパラメータ積が2.5ミリメートル・ミリラジアン以下のもの
(ｳ)　多層膜誘電体グレーティングであって、次のａ及びｂに該当するもの
a　５以上のファイバーレーザー発振器のビームをスペクトル的又はコヒーレント的に結合するために設計されたもの
b　持続波レーザー損傷閾値（いき）が１平方センチメートル当たり10キロワット以上のもの

85　磁力計、磁場勾配計若しくは水中電場センター又はこれらの校正装置であって、次のいずれかに該当するもの
(1)　超電導の技術を利用した磁力計であって、次のいずれかに該当するもの
ア　静止状態で操作するように設計したものであって、運動中に生じるノイズを減少させるために設計した装置を有しないもののうち、１ヘルツの周波数における感度（帯域周波数の平方根当たりで表した実効値をいう。以下同じ。）が50フェムトテスラ以下のもの
イ　運動中に生じるノイズを減少させるために設計した装置を有するものであって、１ヘルツの周波数において運動中の感度が20ピコテスラ未満のもの
(2)　光ポンプ又は核磁気共鳴の技術を利用した磁力計であって、１ヘルツの周波数における感度が２ピコテスラ未満のもの
(3)　磁場勾配計であって、(1)に掲げる磁力計を２以上用いたもの
(4)　水中において磁場又は電場を検知する装置であって、(1)又は(2)に該当する磁力計を組み込んだもの
(5)　磁力計、磁場勾配計又は水中電場センサーの校正装置であって、次のいずれかに用いるために設計したもの
ア　１ヘルツの周波数における感度が２ピコテスラ以上20ピコテスラ未満の磁力計であり、感度が２ピコテスラ未満を実現する光ポンプ又は核磁気共鳴の技術を利用した磁力計
イ　１ヘルツの周波数で測定した場合の感度が８ナノボルト毎メートル未満の水中電場センサー
ウ　感度が３ピコテスラ毎メートル未満を実現する磁場勾配計のうち、次のいずれかに該当するもの
(ｱ)　(3)に該当するもの
(ｲ)　光ファイバーを用いた磁場勾配計であって、イントリンシック型のもの（１軸当たりの検出素子の数が１のものをいう。以下同じ。）のうち、感度が0.3ナノテスラ毎メートル未満のもの
(ｳ)　光ファイバーを用いていない磁場勾配計であって、イントリンシック型のもののうち、感度が0.015ナノテスラ毎メートル未満のもの
86　重力計であって、次のいずれかに該当するもの又は重力勾配計（別表第４に掲げるものを除く。）
(1)　地上用に設計した重力計であって、静止状態において重力を測定する場合の精度が10マイクロガル未満のもの（ウォルドン型のものを除く。）
(2)　移動体搭載用に設計した重力計であって、次のア及びイに該当するもの
ア　静止状態において重力を測定する場合の精度が0.7ミリガル未満のもの
イ　変動状態において重力を測定する場合の精度が0.7ミリガル未満で、かつ、測定所要時間が２分未満のもの
87　レーダーであって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（二次監視レーダー、民生用自動車レーダー、気象レーダー、国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びこれらの部分品（レーダーの部分品であって航空管制用の表示装置を含む。）を除く。）
(1)　40ギガヘルツ以上230ギガヘルツ以下の周波数範囲で使用することができるレーダーであって、次のいずれかに該当するもの
ア　平均出力が100ミリワットを超えるもの
イ　距離の位置精度が１メートル以下であって、方位角の位置精度が0.2度以下のもの
(2)　同調可能な帯域の幅が中心周波数の12.5パーセントを超えるもの
(3)　３以上の搬送周波数を同時に使用することができるもの
(4)　合成開口レーダー、逆合成開口レーダー又は側方監視レーダーとして使用することができるもの（別表第４に掲げるものを除く。）